

議案第 6 3 号

亀山市営住宅条例の一部改正について

亀山市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 8 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第20条第1項中「第9条」を「第10条」に改める。

第37条及び第38条中「第11条」を「第12条」に改める。

別表第1の2の表に次のように加える。

平成29年度	新所住宅	関町新所962番地3	木造2階	5
--------	------	------------	------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。